主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、結局事実誤認の主張に帰し刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	<b>長裁判官</b>	沢	田	竹	治	郎
	裁判官	真	野			毅
	裁判官	斎	藤	悠		輔
	裁判官	岩	松	Ξ		郎